

重要事項説明書

1. 介護老人保健施設「春日部ロイヤルケアセンター」の概要

(1) 事業所の名称・所在地等

・事業所名	春日部ロイヤルケアセンター
・開設年月日	平成15年10月1日
・所在地	埼玉県春日部市藤塚2622番2
・電話番号	048-733-5771
・ファックス番号	048-733-5778
・開設者	理事長 中村 哲也
・管理者	施設長 北崎 伸一
・介護保険事業者番号	1150680025

(2) 当法人の概要

・法人名	医療法人 財団 明理会
・代表者役職・氏名	理事長 中村 哲也
・法人所在地	東京都板橋区本町36-3
・法人本部電話番号	03(3965)5971
・定款の目的に定めた事業	1. 病院の経営 2. 診療所の経営 3. 介護老人保健施設の経営 4. その他これに付随する業務（以下の経営） 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、 地域包括支援センター、看護学校
・事業所数	*病院・介護老人保健施設 26カ所 *診療所 5カ所

(3) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の運営方針

1. 短期入所療養計画及び介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、看護、医学的な管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その居宅における生活への復帰を目指します。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行います。
3. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスの提供を受けることができるように努めます。
4. 適切な施設介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動など施設介護職員等の就業環境が害されると判断した場合は必要な措置を講じます。

(4) 施設の職員体制 (基準数以上による)

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
医 師	1	0.5		医療
看 護 職 員	15		1	看護業務
薬 剤 師		0.5		薬剤管理
介 護 職 員	36		6	介護業務
支 援 相 談 員	2			相談業務
理学療法士等	2			機能訓練業務
歯 科 衛 生 士	1			口腔機能維持管理業務
管 理 栄 養 士	1			栄養指導
介護支援専門員	2			サービス計画の作成
事 務 職 員	必要数			事務会計・その他

(5) 施設の設備等の概要

定 員	150名(認知:50名)	診 察 室	1	
居 室	4人室	31室	食 堂	3 (各フロアー)
	2人室	6室	レクリエーションルーム	3 (各フロアー)
	個 室	14室	機能訓練室	1 (各フロアー)
相 談 室	2	談 話コーナー	3	
浴 室	一般浴槽と特別浴槽	理美容コーナー	1	
ボランティア室	1	事務室	1	

(6) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業者への研修の実施	有	年1回以上の専門研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束の有無	有	生命・身体を保護する為に緊急やむを得ない場合のみ、同意の上行う。
感染症の管理体制	有	感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のため指針を整備し、対策検討会議を月1回以上開催
介護事故に対する安全管理体制	有	施設内で発生した事故について毎月開催される身体検討委員会にて分析し改善策を検討
褥瘡防止対策の体制	有	褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する体制を整備
介護サービス情報の公表	有	指定調査機関による調査(年1回)・公表

2. サービス内容

- ①短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の立案（4日以上の利用）
- ②食事 原則として食堂でおとりいただきます
朝食 7時 30分 昼食 12時 おやつ 15時 夕食 18時
- ③入浴 最低週2回の入浴となります。
ただし、身体状況に応じて清拭となる場合があります。
- ④比較的安定した病状についての医療：診察、検査、投薬、処置等
- ⑤健康管理 体温、脈拍、血圧の測定。服薬の管理、保健衛生上の指導、症状や心身の状況に応じた看護
- ⑥介護：短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画に沿って食事、口腔ケア、着替え、排泄、おむつ交換、体位交換、離床、施設内の移動の付添い等の介助を行います。
- ⑦機能訓練 個別・集団等のリハビリテーションやレクリエーションを行ないます。
- ⑧レクリエーション 集団レクリエーション・合唱・散歩・誕生日会・季節行事等
- ⑨栄養管理 栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩相談援助 入退所相談、生活相談、行政手続きの説明
- ⑪理美容 理美容師による出張サービス
- ⑫その他 利用者の能力に応じた日常生活を営めるよう各種の支援を行ないます。

*これらのサービスのなかには、利用者の方から、基本利用料とは別に利用料金を頂くものもありますので、個別にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料【強化型】（1日あたりの自己負担分）

要介護度	基本サービス費					
	1日あたりの利用料金	個室		1日あたりの利用料金	多床室	
1	8,632円	1割負担	842円	9,507円	1割負担	927円
		2割負担	1,683円		2割負担	1,853円
		3割負担	2,524円		3割負担	2,779円
2	9,412円	1割負担	918円	10,319円	1割負担	1,006円
		2割負担	1,835円		2割負担	2,011円
		3割負担	2,752円		3割負担	3,017円
3	10,097円	1割負担	984円	11,004円	1割負担	1,073円
		2割負担	1,968円		2割負担	2,145円
		3割負担	2,952円		3割負担	3,127円
4	10,719円	1割負担	1,045円	11,615円	1割負担	1,132円
		2割負担	2,089円		2割負担	2,264円
		3割負担	3,134円		3割負担	3,396円
5	11,320円	1割負担	1,103円	12,237円	1割負担	1,193円
		2割負担	2,206円		2割負担	2,385円
		3割負担	3,309円		3割負担	3,577円

② 施設利用料【基本型】（1日あたりの自己負担分）

要介護度	基本サービス費					
	1日あたりの 利用料金	個室		1日あたりの 利用料金	多床室	
1	7,937円	1割負担	774円	8,748円	1割負担	853円
		2割負担	1,547円		2割負担	1,705円
		3割負担	2,320円		3割負担	2,558円
2	8,443円	1割負担	823円	9,275円	1割負担	904円
		2割負担	1,646円		2割負担	1,808円
		3割負担	2,468円		3割負担	2,712円
3	9,107円	1割負担	888円	9,950円	1割負担	970円
		2割負担	1,775円		2割負担	1,939円
		3割負担	2,662円		3割負担	2,909円
4	9,676円	1割負担	943円	10,508円	1割負担	1,024円
		2割負担	1,886円		2割負担	2,048円
		3割負担	2,829円		3割負担	3,072円
5	10,234円	1割負担	998円	11,088円	1割負担	1,081円
		2割負担	1,995円		2割負担	2,161円
		3割負担	2,992円		3割負担	3,242円

(2) 介護予防短期入所療養介護

① 施設利用料【強化型】（1日あたりの自己負担分）

要支援	1日あたりの 利用料金	個室		1日あたりの 利用料金	多床室	
1	6,529円	1割負担	649円	6,942円	1割負担	691円
		2割負担	1,298円		2割負担	1,381円
		3割負担	1,947円		3割負担	2,071円
2	8,037円	1割負担	799円	8,615円	1割負担	857円
		2割負担	1,598円		2割負担	1,713円
		3割負担	2,397円		3割負担	2,570円

② 施設利用料【基本型】（1日あたりの自己負担分）

要支援	1日あたりの 利用料金	個室		1日あたりの 利用料金	多床室	
1	5,981円	1割負担	595円	6,332円	1割負担	630円
		2割負担	1,190円		2割負担	1,259円
		3割負担	1,784円		3割負担	1,889円
2	7,500円	1割負担	746円	7,995円	1割負担	795円
		2割負担	1,492円		2割負担	1,590円
		3割負担	2,237円		3割負担	2,385円

(3) 食費・居住費（減額認定なし）

	食 費		居住費【従来型個室】	居住費【多床室】
第4段階	朝食	545 円	1,870 円	655 円
	昼食	685 円		
	夕食	673 円		

*食費・居住費については、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額になります。

(4) 加算項目

	内 容	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日 あたりの自己負担分		備 考
①	夜勤職員配置加算	246 円	1割	25 円/日	利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う看護・介護職員の配置をしている場合に算定
			2割	50 円/日	
			3割	74 円/日	
②	個別リハビリテーション実施加算	2,464 円	1割	247 円/回	短期入所療養介護利用にあたり、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同してリハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に算定
			2割	493 円/回	
			3割	740 円/回	
③	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	538 円	1割	53 円/日	当該施設が、厚生労働大臣が定める基準（在宅復帰・在宅療養支援等指標）に適合するものとして都道府県知事に届け出た場合、入所者全員について算定
			2割	105 円/日	
			3割	157 円/日	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	583 円	1割	53 円/日	
			2割	105 円/日	
			3割	157 円/日	
④	認知症ケア加算	801 円	1割	78 円/日	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、認知症専門棟にてケアを行った場合に算定
			2割	156 円/日	
			3割	234 円/日	

⑤	認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	32 円	1 割	3 円/日	日常生活に支障を来すおそれのある 症状又は行動が認められることから 介護を必要とする認知症の者に対 し、専門的な認知症ケアを行った場 合に算定	
			2 割	6 円/日		
			3 割	9 円/日		
⑥	認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	42 円	1 割	5 円/日		
			2 割	9 円/日		
			3 割	13 円/日		
⑦	認知症行動・心理症状 緊急対応加算	2,108 円	1 割	206 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が 認められるため、在宅での生活が困 難であり、緊急に短期入所療養介護 が必要であると判断した者に対して 短期入所療養介護を行った場合に算 定（開始日から起算して7日を限度 として算定）	
			2 割	411 円/日		
			3 割	617 円/日		
⑧	若年性認知症利用者受 入加算	1,265 円	1 割	124 円/日		若年性認知症利用者を受け入れた場 合に算定
			2 割	247 円/日		
			3 割	370 円/日		
⑨	緊急短期入所受入加算	949 円	1 割	93 円/日	居宅サービス計画において計画的に 行うこととなっていない短期入所療 養介護を緊急で行った場合に算定 （開始日から起算して14日を限度 として加算）	
			2 割	185 円/日		
			3 割	278 円/日		
⑩	重度療養管理	1,232 円	1 割	124 円/日	要介護4又要介護5の利用者であ り、計画的な医学的管理を継続して 行い、かつ療養上必要な処置を行 った場合算定	
			2 割	247 円/日		
			3 割	370 円/日		
⑪	総合医学管理加算	2,899 円	1 割	283 円/日	治療管理を目的とし、計画に行うこ ととなっていない短期入所療養介護 を行った場合10日を限度として算 定。（①診療方針を定め、治療管理と して投薬、検査、注射、処置等を行 う②上記内容を診療録に記載③かか りつけ医に対し、診療情報を示す文 書を添えて必要な提供を行うこと）	
			2 割	565 円/日		
			3 割	848 円/日		

⑫	口腔連携強化加算	527 円	1 割	52 円/月	・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
			2 割	103 円/月	
			3 割	154 円/月	
⑬	送迎加算	1,939 円	1 割	189 円/回	送迎を行った場合に算定（片道につき）
			2 割	378 円/回	
			3 割	567 円/回	
⑭	療養食加算	84 円/回	1 割	9 円/回	療養食を提供した場合、1日につき3回を限度として算定
			2 割	17 円/回	
			3 割	25 円/回	
⑮	緊急時治療管理	5,460 円	1 割	532 円/回	利用者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となる利用者に対し、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処理等が行われた場合に算定。（1回に連続する3日を限度）
			2 割	1,064 円/回	
			3 割	1,596 円/回	
⑯	特定治療	医科診療報酬点数表		やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について、老人医科診療報酬点数表により算定する点数に10円を乗じた額を算定	
⑰	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	232 円	1 割	23 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上で配置している、もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合に算定
			2 割	45 円/日	
			3 割	68 円/日	
⑱	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	184 円	1 割	19 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上で配置している場合に算定
			2 割	37 円/日	
			3 割	56 円/日	

⑱	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	105 円	1 割	11 円/月	以下の要件を満たす場合に算定 ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。 ・ 見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入している。 ・ 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。
			2 割	21 円/月	
			3 割	31 円/月	
⑳	生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	1,054 円	1 割	103 円/月	上記 (Ⅱ) に加え、以下の要件を満たす場合に算定。 ・ 上記データにより、業務改善の取組による効果が確認されている。 ・ 見守り機器等のテクノロジー等を複数導入している。 ・ 職員間の適切な役割分担の取組等を行っている。 ・ 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。
			2 割	206 円/月	
			3 割	309 円/月	
㉑	介護職員等処遇改善加算	所定単位数に 7.5% を乗じた単位数	職場環境の改善、賃金体系の整備、研修の実施等、介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合。 さらに、資格や経験に応じた昇給の仕組み、職員の定着促進、経験・技能のある介護職員を事業者内で一定割合以上配置している場合。		
㉒	夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	所定単位数の 97% を算定	夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合。		
㉓	入所定員の超過	所定単位数の 70% を算定	入所者の数が入所転院を超える場合。		
㉔	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70% を算定	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合。		

②⑤	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算	<p>身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなかった場合、入所者全員について減算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等を行う場合には記録をすること ・委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること ・身体拘束適正化のための指針を整備すること ・介護職員その他の従事者に対し、研修を定期的実施すること
②⑥	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算	<p>虐待の発生又は再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を、従業者に周知徹底する。 ・虐待防止のための指針を整備する。 ・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
②⑦	業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1.0%を減算	<p>以下の基準に適合していない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。 ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。 <p>※令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。</p>

※ 上記料金は、地域加算が含まれます。

※ 償還払いの場合は、一旦、介護報酬の全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行致します。後日、当該市区町村の介護保険の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(5) その他の費用

※	項 目	料 金	内 容
①	日常生活品費	400 円	日用品として、個人的に使用していただくタオル類、おしぼり等、施設で用意するものをご利用頂く場合
②	教養娯楽費（クラブ活動費）	実費	個人的に行なうレクリエーション、趣味活動等で使用する折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等の遊具など、施設で用意する物をご利用頂く場合
③	テレビ使用料	200 円	個人的に、居室でテレビを観賞する場合
④	電気使用料	50 円	個人的に電化製品をお持込される場合（携帯電話等）◎電気カミソリは除く
⑤	理美容費	別途参照	ご希望され、実施された場合に別途料金が発生します。
⑥	特別室料（一般棟：個室利用料）	3,300 円	個室ご希望の方で、1日に発生する料金。
⑦	特別室料（一般棟：2人部屋利用料）	1,100 円	2人部屋にご利用の方で、1日に発生する料金。
⑧	業者洗濯代	別途参照	個人的に委託業者との契約に基づき、お申込みされた場合に毎月別途料金が発生します。
⑨	予防接種	実費相当分	（インフルエンザ・肺炎球菌ワクチン等）
⑩	文書料	実費相当分	健康診断書 5,500 円 診療情報提供書 1,100 円 死亡診断書 5,500 円

(6) 支払い方法

毎月10日前後に前月分の請求をし、27日に口座引落を致します。

4. 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用の中止

(1) 利用開始予定日以前の中止

入所前にご利用者様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

入所日の前日午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
入所日の前日午後5時までにご連絡をいただかなかった場合	短期入所療養介護利用料の20%

(2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ①ご利用者様が途中退所を希望された場合
- ②入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③利用中に体調が悪くなった場合、短期入所療養介護の継続が困難になったとき
- ④他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要に応じてご家族または緊急連絡先へ連絡をするとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。また料金は退所日までの日数を基準に計算します。

5. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族

に連絡をするとともに、保険者及び協力医療機関等に連絡をとる等必要な措置を講じます。事故内容については、状況を記録し、再発防止に努めます。事故が故意・過失による場合は、損害賠償します。故意・過失によらない場合や利用者に重過失がある場合は、この限りではありません。

6. 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための対策について

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用方法を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等は速やかに対応をお願いするようにしています。

・春日部中央総合病院 埼玉県春日部市緑町 5-9-4 TEL 048-736-1221

8. 非常災害対策

- ・災害時の対応 消防計画規定により、生命の安全を最優先に避難します。
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火戸、排煙設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、粉末消火設備等
- ・防災訓練 年2回以上（内1回は、夜間を想定した訓練を行ないます）
- ・防火管理者 事務長 神山 岳拓

9. 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 午前10時～午後8時
- ・外出 事前に届出書を記入
- ・設備・備品の利用 備え付けの物を利用、無断使用は禁止
- ・飲食物の持ち込み 原則不可（施設で許可したものに限り）
- ・金銭・貴重品の持ち込み 原則不可（個人管理：破損・紛失盗難には責任は負いかねます）
- ・飲酒・喫煙 原則禁止
- ・施設外での受診 医師の指示のもとに行う
- ・その他 施設内での特定の政治活動、宗教活動、営利行為はご遠慮下さい

10. 要望および苦情等の相談

(1) 当事業所の相談・苦情の受付窓口

電話 048-733-5771 (受付時間 8:30~17:30) FAX 048-733-5778 (24時間受付)

*要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応致しますが、備え付けのご意見箱をご利用いただくか、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(担当職員)

支援相談員 南雲 智子 宮崎 昭男 森 菜絵
笹 瑠里子 高木 瞳 安田 享吾
介護支援専門員 根本 明美 大澤 まゆみ 松田 明代

(2) その他 市役所、国保連の介護保険の窓口でもご相談いただけます。

主な窓口◇春日部市役所 高齢介護課

TEL 048-736-1111

◇越谷市役所 高齢介護課

TEL 048-963-9168

◇松伏町住民ほけん課 介護保険担当

TEL 048-991-1886

◇埼玉国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係

TEL 048-824-2568

